Q		A		
税制全般に	税制全般について			
Q 1	税制度の内容について知りたい。	A 1	中小企業庁ホームページにてご確認ください。 ⇒「経営力向上計画」について	
Q 2	「建物附属設備等」の取得価格(60万円以上)の考え方について知りたい。 例)取得価格には工事費は含まれるか?等々	A 2	資産計上の仕方次第とのことなので、担当税務署等にご相談ください。	
Q 3	具体的にどの程度の減税になるのか知りたい。	A 3	工業会、メーカーではわかりませんので、担当税務署等にご相談ください。	
Q 4	工業会で証明書が発行されたものは減税が受けられると考えてよいですか?	A 4	工業会が発行する証明書は、あくまでも、対象製品かどうかを示すもので、減税が受けられるかどうかは制度上の他の要件で決まります。 (メーカーや工業会ではお答えできません)	
対象製品に	ついて			
Q 1	この制度の対象となる製品はどのようなものでしょうか?	A 1	当工業会が証明書を発行する製品は以下の3種類の製品です。 ①大便器 ②小便器 ③温水洗浄便座 対象製品については、 <u>専用ページ</u> にてご確認をお願いします。	
Q 2	対象製品のリストに掲載されていない品番の製品は制度の対象にならないのでしょうか?	A 2	会員企業の対象製品リストに掲載されていない品番の製品は対象になりません。	
Q 3	日本レストルーム工業会の会員企業以外の製品は対象外なのでしょうか?	A 3	会員企業の製品のみが対象という訳ではありません。 ただし、申請の方法等が異なりますので、製造メーカーに直接お問い合わせ願います。	
「証明書」の発行依頼方法、等について				
Q 1	「証明書」を取得するための具体的な依頼方法・手順が知りたい。	A 1	当工業会が証明書を発行する製品については、 <u>専用ページ</u> を設けてご案内しています。	
Q 2	「証明書」の発行には何日ほど掛かるのでしょうか?	A 2	依頼受付後、概ね3週間以内で発行します。 ※依頼書に不備がある場合などは、それ以上かかる場合があります。	
Q 3	「証明書」を発行してもらうのに費用は掛かるのでしょうか?	A 3	費用はかかりません。従来は郵送にて対応しておりましたので、返信用封筒や郵送料(切手)を申し受けておりましたが、2023年4月24日より、証明書フォームの変更(押印廃止)に伴い、電子メールによる受付・発行に変更しましたので、以降、返信用封筒や郵送料(切手)はいただきません。但し、例外的に従前の郵送受付(返信用封筒と切手同封)にてご依頼いただいた場合は、従前どおり同封いただいた返信用封筒と切手を利用し、郵送(紙の証明書)にて発行対応を行います。	
Q 4	「証明書」は、対象となる製品の採用台数分必要になるのですか?	A 4	同じ型番(品番)のものであれば、複数台であっても、1 枚の証明書で問題ありません。 型番(品番)が異なるものを採用される場合は、各々必要になります。	
Q 5	証明書の発行依頼は、誰が出せるのでしょうか?	A 5	原則として中小企業事業者の方ですが、流通・元請工事業者等の方でも構いません。	
Q 6	証明書のフォームが変わっているようですが、新・旧の証明書はどう取り扱えば良いでしょうか?	A 6	2023年4月24日より、新規発行する証明書は捺印なしのフォーム(タイトルも変更)に切り替えています。既に発行済の証明書(旧タイトル・捺印付)もそのままお使いいただけます。	
Q 7	「先端設備等導入計画」認定による固定資産税の特例措置は、2023年3月31日をもって終了とされていますが、新たに2023年4月から創設された「先端設備等導入計画」の認定による税制支援措置について、証明書を発行してもらえないのですか?	A 7	2023年4月から創設された「先端設備等導入計画」の認定による税制支援措置については、従前の制度と非常によく似た名称ですが、証明書の発行をメーカーや工業会が対応する制度になっておりません。 詳しくは、中小企業庁におたずねください。	